

**上下水道料金等クレジットカード継続払い決済代行業務委託  
公募型プロポーザルに係る質問に対する回答**

No.	質問日	質問内容	回答内容	回答日
1	R5. 4. 26	実施要領 「9 企画提案書」 企画提案書についてフォントサイズ、枚数、製本ルール等を定めた作成要領はあるか。	作成要領はございません。ただし、用紙は、原則として日本工業規格A4判縦置き横書き左綴じとし、A4判片面を1頁としてください。なお、やむを得ずA3判片面を使用するときには左綴じとしてください。また、文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、字数は自由です。ただし、フロー図及び図表等に使用する際は、この限りではございません。	
2	R5. 4. 26	①実施要領 「7 (2) 提出書類A」、 「9(1) 提出書類B」 提出書類のうち様式集のもので、署名欄に「印」の文字がないものは押印不要という理解で問題ないか。②また、任意様式の企画提案書、見積書等にも代表者名の記名と押印は不要という理解で問題ないか。	①については、提出書類のうち様式集のもので、署名欄に「印」の文字がないものは押印不要で問題ありません。 ②については、任意様式の企画提案書、見積書等にも代表者名の記名と押印は不要で問題ありません。	
3	R5. 4. 26	実地要領 「7 (2) 提出書類A」 誓約書兼同意書に記載する個人情報、受託者の役員のみを記載すれば問題ないか。	問題ありません。商業登記簿謄本に記載されている役員を記載します。	
4	R5. 4. 26	仕様書 「第3章 4 用語の定義 ①」 上下水道料金等の定義に水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料が含まれている。受託者は各費目を判別せず、「上下水道料金等」としてカード会社から加盟店番号を取得し、一纏めに受付・決済処理を行って問題ないか。	問題ありません。	
5	R5. 4. 26	仕様書 「第3章 4 用語の定義 ⑦」 データ連携の詳細について、受託者が用意するWEB上の管理画面に委託者がインターネット回線を通じてアクセスし、各データをアップロード、ダウンロードする方法で問題ないか。	問題ありません。	

No.	質問日	質問内容	回答内容	回答日
6	R5. 4. 26	<p>仕様書 スケジュールについて 全体のデータ連携等のスケジュールについて、下記にて提案を予定しているが問題ないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者の仮申込結果データ作成：随時</li> <li>2. 委託者仮申込結果データ取込：任意</li> <li>3. 委託者の本登録依頼データ送付：任意</li> <li>4. 受託者の本登録結果データ作成：3.の翌日</li> <li>5. 委託者の請求依頼データ送付：任意</li> <li>6. 受託者の請求結果データ作成（処理）：5.の翌日</li> <li>7. 委託者の削除依頼データ送付：任意</li> <li>8. 受託者の削除依頼データ処理：随時</li> <li>9. 受託者の中止結果データ(※)作成：毎月28日</li> </ol> <p>※ 中止結果データにて、下記によりクレジットカード収納の対象外となった顧客を還元します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洗替でカードが無効となったもの</li> <li>・利用者から受託者のサイト上で停止申込を受けたもの</li> <li>・委託者から削除依頼データを受けたもの</li> <li>・一定期間請求がないもの</li> </ul>	<p>問題ありません。契約手続の際、受託候補者と協議のうえ、調整を行う場合があります。</p>	
7	R5. 4. 26	<p>仕様書 第3章 「7 ウェブ申込に係る業務 (1) ④」 受託者は本登録データを受領し、本登録結果データを作成することになっている。この際、受託者にて本登録依頼データに対してなんらかの基準を基にNG等の判定を行うことはない認識だが間違いないか。その場合、受託者が本登録結果データを作成することは必須ではないように思えるが、本登録結果データの作成は必須か。</p>	<p>受託者は本登録依頼データに対して、NG等の判定を行うことはございません。委託者が本登録を行ったかを確認する必要があることから必須となります。</p>	
8	R5. 4. 26	<p>仕様書 第3章 「7 ウェブ申込に係る業務 (2)」「10 削除処理に係る業務②」 停止申込、削除依頼の各処理完了後に、委託者へメールにて通知を行うことになっているがこの通知は必須か。No6に記載の中止結果データにより月1回まとめての還元することで代替とし、提案したく考えているが問題ないか。</p>	<p>月1回の頻度でまとめてデータを送付いただいて、問題ありません。</p>	

No.	質問日	質問内容	回答内容	回答日
9	R5. 4. 26	仕様書 第3章 「8 上下水道料金等の委託者への納付に係る業務①」 1回の請求金額が10万円を超える場合には、委託者が利用者へ納入通知書で直接請求するとされている。受注者が10万円以上の請求依頼データに対して受付の制限を行う必要はあるか。	10万円以下の請求依頼データのみを受託者に送付することを想定しておりますので、受託者で制限を行う必要はございません。	
10	R5. 4. 26	契約書 契約書について、委託者想定の様式はあるか。また、当社は複数の水道局との類似業務の実績があり、契約書の雛形を準備している。受注に際しては、別添の雛形での締結をご検討いただくことは可能か。	契約締結については、受託候補者と協議のうえ、調整をさせていただくこととなりますが、こちらの想定の様式はございますが、御社の雛形での締結につきましてもご検討は可能でございます。	
11	R5. 4. 26	仕様書 第2章 「1法令、規定、基準等の遵守②」 宮崎市情報セキュリティポリシーは「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」から成るようだが、「情報セキュリティ対策基準」はどこに公開されているか。	宮崎市情報セキュリティポリシー第2章になります。宮崎市のホームページに掲載しております。 <a href="https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/592.html">https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/592.html</a>	